

セーフティネット保証4号認定申請について

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号における取扱いの変更点

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、令和5年10月1日以降の市区町村に対する認定申請分から、その資金用途を借換に限定となります。(新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日で終了)。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。申請書も変更。

令和5年9月30日までに市区町村に対して認定申請が行われ、同年10月31日までに信用保証協会に対して保証申込みが行われたものについては、新規融資資金のみの取扱いも可能です。

【売上高の比較】

売上高の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしています。原則として新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高は比較対象に入らず、同感染症の影響を受ける直前同期(以下「前年等」と言う。)と比較することになります。(別紙、「新型コロナウイルス感染症が発生してから1年以上経過した後の売上高の比較方法について」参照)

【対象者】

1. 法人の場合は原則として本店登記又は主たる事業所の所在地、個人事業主は主たる事業所が盛岡市であること。
2. 申請者が、盛岡市内において1年間以上継続して事業を行っていること。
*業歴3か月以上1年1ヵ月未満の事業者の方で新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット4号・5号も利用することが可能です。
3. 新型コロナウイルス感染症に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年等同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年等同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【必要書類】(4号計算チェック表に申請書と計算チェック表の記載例があります。)

① 4号認定申請書 1部

② 4号計算チェック表 1部

計算チェック表(エクセルシート標準)を使用して計算し申請書に数値を転記の上、添付する。

③ 盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの

法人の場合:業種、代表者、事業所の所在地が確認できる資料(「履歴事項全部証明書」等)

個人の場合:「所得税確定申告書B」及び青色申告決算書(または収支内訳書)の控え写し等

④ 別紙1「申請者の概要」 1部

・個人事業主は屋号も記載し、住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。法人・個人とも業種について詳しく記入して下さい。(必要により事業内容の分かる資料の添付)

⑤ 別紙2「必要事業資金の調達に支障を来していることの説明」 1部

コロナ感染症の影響を受けた時期は事業所により異なるので「〇年〇月頃から新型コロナウイルス感染症の影響を受けた・・・」等記入して下さい。

⑥ (金融機関の代理申請の場合)委任状 1部 金融機関の押切印が必要になります。

⑦ 申請内容を確認できる添付書類 各1部

イ. 申請時点における最近1か月(原則、申請日の前月)の売上額を証明する書類のコピー等

ロ. 最近1か月とその後2か月の期間に対応する前年同期3か月の売上額を証明する書類のコピー等

(例)月別試算表、帳簿、月次損益計算書のコピー等。その他、認定要件の算出数値を確認できる書類。

*売上台帳や帳簿の写し等の場合は余白に事業者の住所、氏名を自書・法人の場合は社判を捺き「〇〇〇の写しに相

違ありません」と奥書をして下さい。

ハ. 今後2か月間の売上高の減少が見込まれる詳細な資料

※売上計画書、受注残高表等（様式は任意）。

見込み算出が難しい場合「別紙2」に「4月〇〇円、5月〇〇円の売上見込みである」と記載でも可。

【その他留意事項】

- ① 認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業振興係 電話 019-626-7538
